

顕微授精－胚移植法*1 (ICSI-ET) の同意書

*1：採卵前の検査、卵巣刺激、採卵、胚移植後の黄体補充、妊娠判定結果による管理を含みます。

私達夫婦は顕微授精－胚移植法について、医師やスタッフからの説明と文書によって下記の事項について十分理解し、納得した上で、顕微授精－胚移植法を受けることに同意します。
治療にあたっては十分な成果が得られるよう、貴院の方針に従います。
また、副作用の出現時や不測の事態が生じた場合、適宜必要な処置を受けることに同意します。

***別紙『体外受精・顕微授精、胚移植の説明書』（以下、『説明書』）とともに下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の口欄に「☑」を入れ、下記に署名して下さい。**

(↓患者☑欄)

- ☐ 1) 顕微授精－胚移植法の具体的方法はどのようなものか。(『説明書』P.1, 8～9 参照)
- ☐ 2) 顕微授精－胚移植法以外の方法はどのようなものか。特に、余剰胚凍結、全胚凍結について。
- ☐ 3) 顕微授精－胚移植法による妊娠率・出産率の現状と、当院での成績について。(『説明書』P.16 参照)
また、採卵後の卵子や精子の状態によっては、全く受精しないこともあること。
- ☐ 4) 顕微授精－胚移植法によって考えられる危険性と副作用について(『説明書』P.3 参照)
- ☐ 5) 顕微授精－胚移植にかかる費用について。(『説明書』P.17～19 参照)

< 注意事項 >

- ☐ ① 当院でこの治療を受ける場合には、法律上の夫婦であることが前提です。ただし、夫婦関係に変更があった場合（離婚など）には、速やかに当院へ連絡してください。
- ☐ ② この同意書の提出がない場合は、顕微授精－胚移植法を行なうことはできません。
必ず治療開始日までに提出してください。
- ☐ ③ この同意書は、今回の顕微授精－胚移植用です。今回の治療後に、再び同じ治療を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ☐ ④ 顕微授精において、精子の受精能力が低い、あるいは卵子の質が不良のため、全く受精しない（細胞分裂を起こさない）ことがあります。
- ☐ ⑤ 採卵後の卵子、精子、胚の培養期間中に、不可抗力による災害（天災、火災など）・事故などが起こった場合、卵子、精子もしくは胚が、損傷・滅失する可能性があります。
- ☐ ⑥ この同意書を提出後でも、いつでも同意を取り消すことができます。また、担当医師が継続困難と判断すれば、ただちに治療が中止されます。
- ☐ ⑦ 採卵当日にお子様連れでの来院はご遠慮いただいております。また、個室ではないため、ご主人様を病室へご案内することはできません。
- ☐ ⑧ 今回ご説明した体外受精－胚移植法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ☐ ⑨ 個人情報、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります。
- ☐ ⑩ ご夫婦に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、治療を中断することがあります。
その際に治療中断までの薬剤、検査等の費用は返金できません。

施設責任者 梅ヶ丘産婦人科 院長 辰巳賢一

配布・説明日 _____ 【 】

施設側受取日 _____ 【 】

同意年月日： 年 月 日

診察券番号（妻）： _____

夫氏名（自署）： _____

妻氏名（自署）： _____

住所： _____

〈選択事項〉必ずどちらかに○をつけて下さい。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。

受精しなかった卵、異常受精卵、胚移植・胚凍結に適さない不良卵は、廃棄処分となりますが、一部研究に使用
する場合があります。

研究使用に、 () 同意します。 () 同意しません。

*提出していただいた後、控えとしてコピーをお渡ししますので、大切に保管してください。 同意書控えお渡し年月日【

印 】

胚凍結保存の同意書

私達夫婦は、今回の体外受精または顕微授精によって凍結保存が可能な胚が生じた場合に、私達夫婦の今後の不妊治療のために貴院にて凍結保存することを希望します。

尚、医師やスタッフからの説明と文書（「胚凍結保存についての説明書」「胚凍結保存についての当院の規定」）によって、胚の凍結・融解、融解胚移植について下記の事項を十分に理解し納得しました。また、異存はなく、この規定を守ることを約束します。

また、以下の場合には、私達の意思に関係なく凍結胚が廃棄されることを了解します。

1. 私達が離婚した場合や夫婦のいずれかが死亡した場合。
2. 私達夫婦から住所変更などの連絡や特別な申し出がなく、胚の凍結期間満了日から1ヵ月経過した場合。
3. 凍結保存期限までに意思表示がなく、私達夫婦の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合。
4. 不可抗力による災害（地震・火災など）・事故などにより、胚の損傷や滅失が生じた場合。

***『体外受精・顕微授精、胚移植の説明書』（以下、『説明書』）、「胚凍結保存についての当院の規定」（『説明書』P.15 参照）とともに下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の□欄に「☒」を入れ、下記に署名して下さい。**

（↓患者□欄）

- ☐ 1) 胚の凍結保存・融解法、融解胚を用いた胚移植法とはどのようなものか。
- ☐ 2) 胚の凍結融解後の生存率について。
融解した胚の状態によっては胚移植に使用できず、胚は廃棄処分となること。
- ☐ 3) 凍結融解胚による胚移植の妊娠率について。
- ☐ 4) 胚の凍結保存期間（「胚凍結保存についての当院の規定」『説明書』P.15 参照）と費用（『説明書』P.19 参照）について。
- ☐ 5) 更新の手続き方法について。
- ☐ 6) 凍結保存期間を延長したい場合には、凍結保存期間満了までに当院まで延長を希望する旨の連絡をする必要があること。
- ☐ 7) 住所や電話番号を変更する場合は、必ず当院に連絡すること。
- ☐ 8) 凍結融解胚移植の手続き方法について。

＜注意事項＞

- ☐ ①この同意書の提出がない場合は、凍結保存することはできません。
- ☐ ②この同意書は、今回の胚凍結保存用です。
融解胚移植を行なう時は、その都度、融解胚移植の同意書を提出しなければなりません。
- ☐ ③不可抗力による災害（天災、火災など）・事故などが起こった場合、胚が損傷・滅失する可能性があります。
- ☐ ④この同意書を提出後でも凍結前に申し出れば凍結保存の中止が可能です。凍結前であれば料金は発生しません。
- ☐ ⑤今回ご説明した胚凍結保存法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や治験ではありません。
- ☐ ⑥個人情報、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります。

施設責任者 梅ヶ丘産婦人科 院長 辰巳賢一

配布・説明日 _____ 【 】

施設側受取日 _____ 【 】

同意年月日： 年 月 日

診察券番号（妻）： _____

夫氏名（自署）： _____

妻氏名（自署）： _____

住所： _____

***ご提出後、控えとしてコピーをお渡ししますので、大切に保管して下さい。**

同意書控えお渡し年月日【

印】